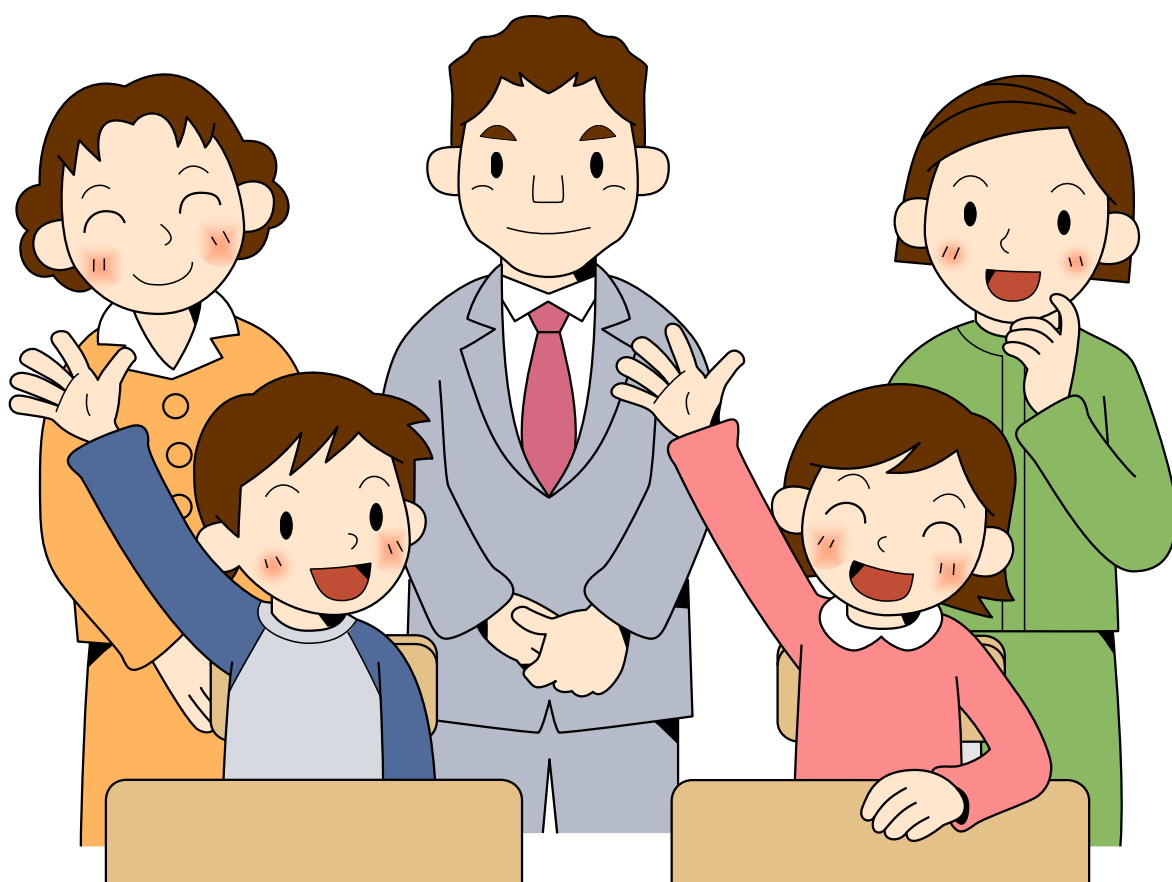


# 杉戸町立杉戸小学校 いじめの防止等のための基本的な方針



杉戸町立杉戸小学校

# 目 次

|                                     |    |
|-------------------------------------|----|
| はじめに .....                          | 1  |
| 第1 いじめ防止等のための対策の基本的な方向に関する事項 .....  | 1  |
| 第2 杉戸小学校学校基本方針の策定 .....             | 3  |
| 第3 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項 .....     | 4  |
| 1 いじめの防止等のために本校が実施する施策 .....        | 4  |
| (1) 本校におけるいじめの防止等の対策のための組織の設置 ..... | 4  |
| (2) 本校におけるいじめの防止等に関する措置 .....       | 5  |
| 2 重大事態への対処 .....                    | 9  |
| (1) 重大事態への対処の流れ .....               | 9  |
| (2) 杉戸町又は本校による調査 .....              | 10 |
| 第4 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項 .....   | 14 |
| <資料> 年間計画 .....                     | 15 |

## はじめに

本校では、児童が安心・安全に学校生活を過ごし、健やかに成長できるよう、「いじめは絶対に許さない」という強い信念を持ち、学校全体でいじめの防止や早期発見に取り組んできた。また、いじめはどの学校にも、どのクラスにも、どの児童にも起こりうることを強く意識し、道徳教育をはじめとした心の教育の充実を図るとともに、児童の小さな変化に目を向け、家庭と連携し、全ての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないように、組織的にいじめの撲滅に取り組んできた。

杉戸町立杉戸小学校いじめの防止等のための基本的な方針（以下「杉戸小学校基本方針」という。）は、いじめ防止等に向けた対策を更に実効的なものとし、児童の尊厳を保持する目的の下、杉戸町・学校・家庭・地域その他の関係者が連携し、いじめ問題の克服に向けて取り組むよう、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第13条の規定に基づき、本校の実情に応じ、本校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものである。

## 第1 いじめ防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

### (1) いじめの定義

**第2条** この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

具体的ないじめの態様には、以下のようなものがある。

- ① 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ② 仲間はずれ、集団による無視をされる
- ③ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ④ 金品をたかられたり、隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ⑤ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ⑥ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

### (2) いじめに対する基本認識

子供たちのいじめを防止するためには、子供を取り囲む大人一人一人が、以下のような意識をもち、それぞれの役割と責任を自覚することが必要である。

- ① いじめは絶対に許されない
- ② いじめは卑怯な行為である
- ③ いじめはどの子供にも、どの学校でも、起こりうる

いじめの問題は、心豊かで安全・安心な社会をいかにしてつくるかという、学校の課題である。

### (3) いじめ防止等の対策に関する基本理念

いじめ防止等の対策は、以下の3点を重視して行う。

- ① 全ての児童生徒が安心して学校生活を送れるようにするため、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすること
- ② いじめを認識しながら放置することがないようにするため、いじめが、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童生徒が十分に理解できるようにすること
- ③ いじめを受けた児童生徒の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、町、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題の克服を目指すこと

### (4) いじめ防止等に関する基本的な考え方

「いじめは、どの子供にも、どの学校でも、起こりうるものである」との認識に立ち、以下の3つの視点でいじめの防止等のための取組を行う。

#### ① いじめの未然防止

根本的にいじめの問題を克服するためには、関係者が一体となっていじめを生まない土壌をつくることが重要である。

そのためには、学校の教育活動全体を通じ、全ての児童生徒に「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、児童生徒の豊かな情操や道徳心、自己理解や他者理解等、心の通う人間関係を構築する素地を養うことが必要である。

また、ストレスに適切に対処できる力を育むこと、自己有用感や充実感を感じられる学校づくりをすること等も重要であり、併せて、地域、家庭と一体となって取組を推進するための普及啓発をすることも必要である。

#### ② いじめの早期発見

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、全ての大人が連携し、児童生徒のささいな変化に気付く力を高めることが必要である。

いじめの早期発見のため、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口の周知等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、地域、家庭と連携して児童生徒を見守ることが必要である。

なお、いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、学校における組織を活用して行う。

#### ③ いじめの早期解消

いじめがあることが確認された場合、学校は直ちに、いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保し、いじめたとされる児童生徒に対して適切に指導する等、組織的な対応を行う。また、家庭や教育委員会への連絡・報告・相談や、事案に応じては、関係機関との連携が必要である。

このため、教職員は平素より、いじめを把握した場合の対処の在り方について、

理解を深めておくことが必要であり、また、学校における組織的な対応を可能とするような体制整備が必要である。

#### ④ その他

いじめられた児童生徒の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。例えば、好意から行った行為が意図せずに相手側を傷付けたが、すぐに加害者が謝罪し、教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は、「いじめ」という言葉を使わず指導する等、対処する。ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、事案を法第22条の学校いじめ対策組織においての共通理解が必要となる。

## 第2 杉戸小学校基本方針の策定

(学校いじめ防止基本方針)

**第13条** 学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

本校は、法の趣旨を踏まえ、国の基本方針又は県の基本方針及び杉戸町基本方針を参酌し、本校の実情に応じ、本校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定める。

杉戸小学校基本方針では、本校の実情に応じ、いじめの防止等の対策の基本的な方向を示すとともに、いじめの防止や早期発見、いじめへの対処が、本校において体系的かつ計画的に行われるよう、講ずるべき対策の内容を具体的に記載する。

また、いじめの防止等に係る日常的な取組の検証・見直しを図る仕組みや、本校におけるいじめの防止に資する啓発活動や教育的取組を具体的に定める。

更に、取組の実効性を高めるため、杉戸小学校基本方針が、本校の実情に即してきちんと機能しているかを点検し、必要に応じて見直し、PDCAサイクルを盛り込む。

具体的には、以下のとおりとする。

### ア 教職員のいじめ問題に対する指導力の向上を推進する

- ・いじめ問題への組織的対応の徹底、いじめ未然防止のための道德教育の充実、「彩の国 生徒指導ハンドブック『New I's』」の活用、児童へのいじめ問題の解決啓発資料の活用、いじめアンケート調査の複数回実施、保護者へのいじめ問題の理解を深める広報啓発活動等を推進する。

### イ いじめの未然防止のための道德教育の充実を図る

- ・「彩の国の道德 道德教育指導資料集『学級づくりの羅針盤』～いま、道德が『いじめ問題』にできること～」の活用を図る。

### ウ いじめを背景にした問題行動の未然防止及び早期対応・早期解消を図る

・いじめを背景にした問題行動の未然防止及び早期対応・早期解消を図るため、いじめ問題に係る学校と保護者、地域や警察との連携を図る。

#### エ 児童によるいじめの防止等に係る自発的な活動や主体的な活動を推進する

・埼玉県におけるいじめ撲滅強調月間（１１月）で児童を主体としたいじめ防止活動を実施する。

#### オ ネットいじめへの対応を推進する

・ネットいじめを含めたネットワーク上の情報モラルや知識、トラブルに関する情報を収集し、適切なネット利用を啓発する。

・ネット上の不適切な書き込みを見つけ出すネットパトロールのボランティアを、学校応援団として地域住民や保護者に新たに呼びかけ実施する。

#### カ 学校評価実施上の留意点を踏まえる

・学校評価等で、いじめの問題を取り扱う場合「いじめ防止対策推進法」第３４条を踏まえ、いじめの実態把握及びいじめに対する措置が適切に行われるよう実施する。

#### キ 相談しやすい環境を整備する

・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの活用を図る。

#### ク 学校応援団や防犯に関わる地域の方々との連携を図る

・学校応援団活動の中で、ボランティアの方がいじめの兆候を発見した場合に、学校に速やかに連絡するよう依頼する。

#### ケ いじめを許さない機運を醸成する

・いじめ問題をはじめとする人権教育では、人権標語や人権作文を作成する等し、児童の主体的な取組を推進する。

#### コ ＰＤＣＡサイクルにより基本方針を検証し見直しを図る

・取組の実効性を高めるため、杉戸小学校基本方針が本校の実態に即し機能しているかを点検し、必要に応じて見直す。

### 第３ いじめの防止等のための対策に関する事項

#### １ いじめの防止等のために本校が実施する施策

##### （１）本校におけるいじめの防止等の対策のための組織の設置

**第２２条** 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

本校は、本校の実情に応じ、いじめ防止等の対策を実効的に行うための常設の組織として「杉戸小学校いじめ問題対策委員会」（以下「問題対策委員会」という。）を設置（常設）する。

問題対策委員会は、本校の生徒指導部会を母体とし、管理職、主幹教諭または教務主任、生徒指導主任、学年主任、養護教諭等の中から学校の実情により充て、個々の事

案に応じて学級担任を加えることができるものとする。また、問題対策委員会は学校基本方針に基づくいじめの防止等に関する取組を実効的に行う際の中核となる組織であり、必要に応じて心理や福祉の専門家、弁護士、医師、教員・警察官経験者、PTA、地域の方など外部専門家等の参加を図りながら対応することにより、より実効的ないじめ問題の解決に資するよう工夫する。

問題対策委員会は、実際にいじめ若しくはいじめと疑われる事案が発生したときの事実確認や重大事態が起きたときの調査をする組織の母体となるものとし、必要な場合には公平性・中立性を確保するため、杉戸町との連携を図り、専門的な知識及び経験を有する第三者として、弁護士、精神科医、学識経験者及び心理や福祉の専門家等の参加を図る。

ただし、杉戸町が本校における調査が困難と判断した場合には、杉戸町のいじめ問題対策連絡協議会による調査を行うものとし、その調査に協力する。

さらに、問題対策委員会では、本校の基本方針の策定及び教職員間の共通認識の促進、保護者、地域への周知、必要に応じた評価と見直しを担う。

問題対策委員会の具体的な役割は、次のとおりである。

**ア 学校経営方針に基づく取組の実施や、具体的な年間計画の作成、実行、検証、修正の中核としての役割**

**イ いじめの相談、通報の窓口としての役割**

**ウ いじめの疑いに関する情報や、児童の問題行動等に係る情報の収集と記録、共有を行う役割**

**エ いじめの疑いに係る情報があった時には緊急会議を開き、いじめ情報の迅速な情報共有、関係のある児童への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携等の対応を、組織的に実施するための中核としての役割**

## **(2) 本校におけるいじめの防止等に関する措置**

本校は、杉戸町と連携して、いじめの防止や早期発見、いじめが発生した際の対処等に当たる。

### **ア いじめの防止**

いじめはどの児童にも起こりうるという事実を踏まえ、全ての児童を対象に、いじめの未然防止に取り組む。

未然防止の基本として、児童が心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。

また、集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、いたずらにストレスに捕らわれることなく、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくる。

更に、教職員の言動が、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。

### **(ア) 教師の言動・姿勢**

「いじめの予防」として最も大事なことは「何も起こっていないときの指導の大切さ」である。いじめを未然に防ぐことやいじめが起きたとしても早期に解決

が図れるようにするために、教師一人一人が普段の指導について謙虚に振り返る。

また、いじめられている児童の立場で指導・支援を行うために

- ① 児童の悩みを親身になって受け止め、児童の出すサインを、あらゆる機会を捉えて見逃さない。
- ② 自分の学級や学校にも深刻ないじめ問題が発生するという危機意識を持って当たる。
- ③ いじめられている児童を守り通すことを最優先に指導・支援する。  
ことを念頭に置いて対応に当たる。  
いじめに関する事例を分析してみると、教師が直接・間接にいじめを生み出している場合がある。教師がいじめの発生に関わっている場合として、
  - ・教師の不用意な一言が「いじめ」の発生を許容している場合
  - ・教師の言動が結果的に「いじめ」の発生を許容している場合
  - ・教師の指導が徹底されず、「いじめ」の土壌を温存させている場合などがあることに十分留意する。

#### (イ) 学級づくり

児童は学校生活の大半を学級で過ごすため、いじめの発生を防止するには、学級づくりがとても重要であることから、

- ① 児童が安心して学校生活を送れるよう配慮する。
  - ・児童の気持ちを共感的に受け止める。（「先生は自分の気持ちを分かってくれている。」）
  - ・居場所をつくる。
  - ・見守る。（「いつもどこかで先生は見守っている。」）
  - ・基準を示す。（「……してはならない。」だけではなく、「こんなときにはこうする」といいよ。」）
- ② 意欲や元気の源になるエネルギーをたくさん与える。
  - ・分かる楽しさを与える。（「分かった。」と思えたとき、「もっと分かりたい。」というエネルギーがわいてくる。）
  - ・自分のよさや自分との違いのよさを認める。（「これまで気が付かなかった自分や級友のよさを先生が教えてくれた。」）
- ③ 児童が自分の周りに起こる様々な問題を解決しながら、他者と調和的に生きていくための社会的能力を育てる。
- ④ 児童会活動など児童が自主的に取り組むいじめ問題への取組を支援する。  
などのポイントを押さえた学級づくりに学校を挙げて取り組む。

#### (ウ) 学習指導

学業不振やその心配のある児童は、学校生活に主体的に取り組む意欲を失いがちになり、そのことがいじめ等の問題行動を生む要因の一つとなっている。

逆に、児童が学習活動の中で学ぶ喜びを味わうことができれば、それが学ぶ意欲につながり、学習活動の中で進んで課題を見つけたり、主体的に考えたり、判断したり、表現したりして解決することを通して、豊かな心やたくましく生きる力を身に付けることができる。



つまり、「学ぶ喜びを味わわせる授業」をすることが、いじめを予防する手立ての一つとなることを学校全体で認識し、授業改善に当たる。授業改善に当たっては、ユニバーサルデザインや特別支援教育の視点も積極的に加味していく。

#### (エ) 保護者同士のネットワークづくり

いじめの解決には、保護者の働き掛けが大切であり、特に、保護者同士が知り合いだといじめにブレーキが掛かることが多く、保護者同士の親密な関係が重要である。そこで、学級担任等がコーディネート役となり、学級規模で保護者同士のネットワークづくりを進め、いじめを始めとする問題行動等の情報交換や対策について話し合うことなどを工夫する。

また、PTA活動を通じて、いじめの防止等のための保護者の役割についての啓発を図る。

#### (オ) インターネットを通じて行われるいじめの防止

児童がインターネット上のいじめに遭遇しないよう情報モラルの徹底を図る。

① 学級活動を活用して、ネット問題について児童向け講演会を実施する。

また、「青少年のネットモラル啓発DVD」等の具体的な資料等の活用を図る。

② 児童の意識啓発とともに保護者の意識啓発に力を入れるため、保護者対象ネット意識啓発講演会を実施する。

#### (カ) けんかやふざけ合いの事情調査実施

けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

### イ 早期発見

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多いことを教職員は認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知することが必要である。

このため、日頃から児童の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。併せて、学校は定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、児童がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。

特に、次の点に留意して、いじめの早期発見に努める。

(ア) 「New I's」にある「いじめ発見のチェックポイント」を活用し、該当する項目があれば児童に声を掛け、該当する項目が複数あるときには、生徒指導主任や学年主任に相談する。

(イ) 「New I's」にある「いじめの見極めと状況別対応」を参考に、いじめの早期発見に向けた校内体制を確立する。

(ウ) 「New I's」にある「いじめの取組のチェックポイント」を活用し、指導体制、教育指導の在り方、早期発見・早期対応に向けた体制、家庭・地域との連携の在り

方について学校を挙げて改善に努める。特に、保護者との面談（教育相談日【月例】個人面談【7月実施】）を通したいじめの把握に努める。

## ウ いじめに対する措置

いじめの発見・通報を受けた場合には、教職員が個人で判断したり、一部の教職員で抱え込んだりすることが無いよう、迅速に組織的に対応し、被害児童を守り通すとともに、加害児童に対しては、当該児童の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で、次の点に留意して取り組む。

### （ア）いじめている児童への指導（「New I's」参照）

いじめの内容や関係する児童について十分把握し、人権の保護に配慮しながら、いじめが人間の生き方として許されないことを理解させ、直ちにいじめをやめさせる。

いじめの内容によっては、警察等との連携を図る。

### （イ）いじめられている児童への支援（「New I's」参照）

「いじめられる側にも問題がある」という考え方で接することのないように留意する。そこで、本人のプライドを傷付けず、共感的態度で話を親身に聴く。また、日頃から温かい言葉掛けをし、本人との信頼関係を築いておく。

### （ウ）周りではやし立てる児童への対応

はやし立てることなどは、いじめ行為と同じであることを理解させる。

また、被害者の気持ちになって考えさせ、いじめの加害者と同様の立場にあることに気付かせる。

### （エ）見て見ぬふりをする児童への対応

いじめは、他人事でないことを理解させ、いじめを知らせる勇気を持たせる。

また、傍観は、いじめ行為への加担と同じであることを気付かせる。

### （オ）学級全体への対応

次の点に留意し、いじめの早期発見、早期対応、早期解消に努める。

- ・話し合いなどを通して、いじめを考える。
- ・見て見ぬふりをしないよう指導する。
- ・自らの意志によって、行動がとれるように指導する。
- ・いじめは許さないという断固たる教師の姿勢を示す。
- ・道徳教育の充実を図る。
- ・特別活動を通して、好ましい人間関係を築く。
- ・行事等を通して、学級の連帯感を育てる。

### （カ）他校の児童が関わるいじめに関する対応

本校の教職員が、いじめに係る相談等において他校の児童が関わるいじめの事実があると思われるときは、当該校への通報その他の適切な措置をとる。

### （キ）杉戸町への報告

法第23条第2項に基づき、いじめに対する措置の結果を杉戸町へ速やかに報告する。

## エ いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の二つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

### (ア) いじめに係る行為が止んでいること

被害児童生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等から更に長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、杉戸町又は学校いじめ対策委員会組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

### (イ) 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。いじめ対策委員会においては、いじめが解消に至るまで被害児童生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

いじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校は、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観察する必要がある。

## 2 重大事態への対処

### (1) 重大事態への対処の流れ

ア 「重大事態」の意味を全関係者が理解しておく。（11ページ以下参照）

イ いじめを受けて重大事態に至ったという申出が児童や保護者からあったときは、本校がいじめによる重大事態ではないと考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。学校は、詳細な調査を行わなければ、事案の全容はわからないということを第一に認識し、いじめについての判断を行う。

ウ 重大事態が発生した場合、本校は杉戸町へ事態発生について報告する。

エ 本校は、問題対策委員会により当該重大事態に関する調査を行う。（個々の重大事態により、専門的知識及び経験を有する当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者の参加を図る。）

- オ 上記エの調査は、客観的な事実関係を速やかに、正確に把握するための調査である。  
また、いじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にするものであり、因果関係の特定を急がない。また、法第23条第2項に基づき、本校として既に調査している事案であっても、重大事態となった時点で、本校は調査資料の再分析や必要に応じて新たな調査を実施する。（ただし、法第23条第2項に基づく調査により事実関係の全貌が十分に明確にされたと判断できる場合は、この限りでない。）
- カ 上記エの調査に先立ち、アンケートにより得られた調査結果は、いじめを受けた児童や保護者に提供する場合があることを調査対象となる児童や保護者にあらかじめ説明しておく。
- キ 上記エの調査を行った問題対策委員会は、明らかになった事実関係をいじめられた児童及びその保護者に適切に提供する。（適時、適切な方法で経過報告、結果報告をする。）
- ク 上記エの調査結果は、杉戸町へ報告する。その際、いじめを受けた児童又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童又はその保護者の調査結果に対する所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。

## （２）杉戸町又は本校による調査

（学校の設置者又はその設置する学校による対処）

第28条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
  - 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- 2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。
- 3 第1項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

## ア 重大事態の発生と調査

### (ア) 重大事態の意味について

「いじめにより」とは、各号に規定する児童の状況に至る要因が当該児童に対して行われるいじめにあることを意味する。

また、第1号の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童の状況に着目して判断する。例えば、

- ・児童が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合

などのケースが想定される。

第2号の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安に関わらず、本校の判断により、迅速に調査に着手する。

また、いじめられて重大事態に至ったという申立てが児童や保護者からあったときは、その時点で本校が「いじめの結果ではない。」あるいは「重大事態とは言えない。」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

### (イ) 重大事態の報告

重大事態が発生した場合、本校は杉戸町へ、事態発生について報告する。

### (ウ) 調査の趣旨及び調査主体について

法第28条の調査は、重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するために行うものである。

本校は、重大事態が発生した場合には、直ちに杉戸町に報告し、本校が主体となって調査を行う。ただし、従前の経緯や事案の特性、いじめられた児童又は保護者の訴えなどを踏まえ、本校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと杉戸町が判断する場合や、本校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合には、杉戸町の問題調査審議会において調査を実施する。

本校が調査主体となる場合、法第28条第3項に基づき、杉戸町との連携を図りながら実施する。

### (エ) 調査を行うための組織について

本校は、その事案が重大事態であると判断したときは、当該重大事態に係る調査を行うため、速やかに、問題対策委員会を母体とし、弁護士、精神科医、学識経験者及び心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保する。

本校が調査の主体となる際には、杉戸町の問題調査審議会の委員等の協力について相談する。

### (オ) 事実関係を明確にするための調査の実施

「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、い

つ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景・事情や児童の人間関係にどのような問題があったか、本校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にすることである。この際、因果関係の特定を急ぐことなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。

この調査は、本校が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものであり、本校は、杉戸町の問題調査審議会に対して積極的に資料を提供するとともに、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組む。

#### ① いじめられた児童からの聴き取りが可能な場合

いじめを受けた児童から可能な限り聴き取った上で、在籍児童や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行う際、いじめを受けた児童や情報を提供してくれた児童を守ることを最優先とした調査実施が必要である（例えば、質問票の使用に当たり個別の事案が広く明らかになり、被害児童の学校復帰が阻害されることのないよう配慮する等）。

調査による事実関係の確認とともに、いじめた児童への指導を行い、いじめ行為を止める。

いじめを受けた児童に対しては、事情や心情を聴取し、いじめを受けた児童の状況に合わせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行う。

これらの調査を行うに当たっては、国の基本方針の別添「学校における『いじめの防止』『早期発見』『いじめに対する措置』のポイント」を参考にしつつ、事案の重大性を踏まえて、関係機関ともより適切に連携するなどして、対応に当たる。

#### ② いじめを受けた児童からの聴き取りが不可能な場合

児童の入院や死亡など、いじめを受けた児童からの聴き取りが不可能な場合は、当該児童の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者に今後の調査について協議し、調査に着手する。調査方法としては、在籍児童や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査などが考えられる。

### （カ）自殺の背景調査における留意事項

児童の自殺という事態が起こった場合の調査の在り方については、その後の自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施することが必要である。この調査においては、亡くなった児童の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し再発防止策を講ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行うことが必要である。

いじめがその要因として疑われる場合の背景調査については、法第28条第1項に定める調査に相当することとなり、その在り方については、次の事項に留意し、「児童の自殺が起きたときの調査の指針」（平成23年3月児童の自殺予防に関する調査研究協力者会議）を参考とするものとする。

① 背景調査に当たり、遺族が、当該児童を最も身近に知り、また、背景調査について切実な心情を持つことを認識し、その要望・意見を十分に聴取するとともに、できる限りの配慮と説明を行う。

- ② 在校生及びその保護者に対しても、できる限りの配慮と説明を行う。
  - ③ 死亡した児童が置かれていた状況として、いじめの疑いがあることを踏まえ、本校は、遺族に対して主体的に、在校生へのアンケート調査や一斉聴き取り調査を含む詳しい調査の実施を提案する。
  - ④ 詳しい調査を行うに当たり、本校は、遺族に対して、調査の目的・目標、調査を行う組織の構成等、調査の概ねの期間や方法、入手した資料の取扱い、遺族に対する説明の在り方や調査結果の公表に関する方針などについて、できる限り遺族と合意しておくことが必要である。
  - ⑤ 調査を行う組織については、弁護士、精神科医、学識経験者及び心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有する者ではない者（第三者）について、職能団体や大学、学会からの推薦等により参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努める。
  - ⑥ 背景調査においては、自殺が起きた後の時間の経過等に伴う制約の下で、できる限り偏りのない資料や情報を多く収集し、それらの信頼性の吟味を含めて、客観的に、特定の資料や情報にのみ依拠することなく総合的に分析評価を行う。
  - ⑦ 客観的な事実関係の調査を迅速に進めることが必要であり、それらの事実の影響についての分析評価については、専門的知識及び経験を有する者の援助を求めることが必要であることに留意する。
  - ⑧ 本校が調査を行う場合においては、杉戸町から情報の提供について必要な指導及び支援を受ける。
  - ⑨ 情報発信・報道対応については、プライバシーへの配慮の上、正確で一貫した情報提供が必要であり、初期の段階で情報がないからといって、トラブルや不適切な対応がなかったと決めつけることや、断片的な情報で誤解を与えることのないよう留意する。なお、亡くなった児童の尊厳の保持や、児童の自殺は連鎖（後追い）の可能性があることなどを踏まえ、報道の在り方に特別の注意が必要であり、WHO（世界保健機関）による自殺報道への提言を参考にする。
- また、「New I's」の「Ⅱ 自殺予防対策編『資料』」も参考にする。

#### （キ）その他留意事項

重大事態が発生した場合に、関係のあった児童が深く傷付き、本校全体の児童や保護者や地域にも不安や動揺が広がったり、時には事実に基づかない風評等が流れたりする場合もある。本校は、児童や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意する。

## イ 調査結果の提供及び報告

### (ア) いじめを受けた児童及びその保護者に対して情報を適切に提供する責任

(学校の設置者又はその設置する学校による対処)

**第28条第2項** 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

本校は、いじめを受けた児童やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係(いつ(いつ頃から)、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景・事情や児童の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなど)について、いじめを受けた児童やその保護者に対して説明する。また、適時、適切な方法で、経過報告も行う。

これらの情報の提供に当たっては、本校は、他の児童のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。

ただし、いたずらに個人情報保護を盾に説明を怠るようなことはしない。質問紙調査の実施により得られたアンケートについては、いじめを受けた児童又はその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭に置き、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在校生やその保護者に説明する。

また、本校が調査を行う際、杉戸町教育委員会から情報提供の内容・方法・時期などについて必要な指導及び支援を受ける。

### (イ) 調査結果の報告

調査結果については、杉戸町に報告する。

上記(ア)の説明の結果を踏まえて、いじめを受けた児童又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えて杉戸町に送付する。

## 第4 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

本校は、問題対策委員会において毎年度、杉戸小学校基本方針にある各施策の効果を検証し、杉戸小学校基本方針の見直しを検討する。検討の結果、必要があると認められるときは、その結果に基づいて必要な措置を講じる。



◇いじめ未然防止に係る年間計画◇

|      | 年<br>間                                                               | 第 1 ・ 2 学年                                                                                                                | 第 3 ・ 4 学年   | 第 5 ・ 6 学年 |
|------|----------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------|------------|
| 4 月  | 委員会活動として<br>あ<br>い<br>さ<br>つ<br>運<br>動<br>を<br>実<br>施<br>水<br>曜<br>日 | ・ 新入生に対するいじめ防止教育                                                                                                          | ・ いじめ防止教育の実施 |            |
|      |                                                                      | ・ 各学年、各教科、各委員会、各分掌における新年度いじめ防止基本方針における取組策定<br>・ 運営委員会：「その年度の学校基本方針」策定                                                     |              |            |
| 5 月  |                                                                      | ・ 自分自身に関わることとして「彩の国の道徳」を活用した時間（道徳部）<br>・ 基本方針の協議（学校評価委員会・学校関係者評価委員会）<br>・ 第 1 回児童対象いじめアンケート調査（心のアンケート）                    |              |            |
| 6 月  |                                                                      | ・ 授業改善に関わる研究授業（道徳・学級活動）                                                                                                   |              |            |
| 7 月  |                                                                      | ・ 「青少年のネットモラル啓発DVD」によるネットいじめ防止及びネット利用啓発（生徒指導部）<br>・ 「学校いじめ防止基本方針」第 1 学期評価・改善検討<br>・ 他人とのかかわりに関することとして「彩の国の道徳」を活用した時間（道徳部） |              |            |
| 8 月  |                                                                      | ・ いじめの防止及び早期発見、早期解決に係る校内研修会の実施                                                                                            |              |            |
| 9 月  |                                                                      | ・ P T A との連携によるあいさつ運動週間の実施                                                                                                |              |            |
| 10 月 |                                                                      | ・ 自然等とのかかわりとして、「彩の国の道徳」を活用した時間（道徳部）<br>・ 第 2 回児童対象いじめアンケート調査（心のアンケート）                                                     |              |            |
| 11 月 |                                                                      | ・ 高学年による、いじめ撲滅取組発表会（いじめ撲滅強調月間の取組）                                                                                         |              |            |
| 12 月 |                                                                      | ・ 「学校いじめ防止基本方針」第 2 学期評価・改善検討<br>・ 人権週間の取組（人権教育部）                                                                          |              |            |
| 1 月  |                                                                      | ・ 集団・社会とのかかわりとして、「彩の国の道徳」を活用した時間（道徳部）                                                                                     |              |            |
| 2 月  |                                                                      | ・ 基本方針の協議（学校評価委員会・学校関係者評価委員会）<br>・ 「学校いじめ防止基本方針」年間評価及び公表                                                                  |              |            |
| 3 月  |                                                                      | ・ 今年度の問題の検討及び新年度の取組の検討（いじめ防止委員会）<br>・ 運営委員会において、今年度の成果、課題の検討及び新年度の取組を検討（運営委員会）                                            |              |            |